

令和8年度 学びの多様化学校の設置を促進するための啓発及び マイスター派遣事業 実施要領

1 趣旨

文部科学省は、不登校児童生徒への支援や学びの多様化学校の設置・運営について、豊富な知識を有し、実践に携わった実績を有する者を「学びの多様化学校マイスター」（以下、マイスターという。）として委嘱し、専門的知見による助言や説明会での講演等を行うため、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会（指定都市を含む。以下同じ）、附属学校を置く国公立大学法人、学校法人等（以下、「教育委員会等」という。）に派遣する。これにより、早期に全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には分教室型も含め全国に300校が設置されるよう、学びの多様化学校の設置を促進する。

2 依頼主体

マイスター派遣依頼は教育委員会等からとし、市区町村教育委員会は、都道府県教育委員会を通じて文部科学省に申し込むこととする。

また、附属学校を置く国公立大学法人、学校法人等は、直接文部科学省に申し込むこととする。

3 実施方法

- (1) 学びの多様化学校の設置を検討している、又は、既に設置する学びの多様化学校の運営に課題を抱える教育委員会等への助言等を行う。
- (2) 教育委員会等は、希望するマイスターを指名することができる。ただし、他の教育委員会等と重なる場合や特に指名がない場合等は、文部科学省にて派遣するマイスターを選定する。
- (3) 派遣に係るマイスターの謝金及び旅費は、文部科学省が負担する。
※教育委員会等が、マイスターが所属する学校等に赴いて助言を受ける場合の旅費は負担しないことに留意すること。
- (4) 申し込み回数に制限はないが、例えば、定期的開催される設置検討委員会において継続的に助言を受けるような場合は、その都度申込を行うこと。

《派遣活用例》

- ・教育委員会等の担当者や教職員、地域の関係者を対象とした講演（学びの多様化学校に係るものに限る。）
- ・設置に向けて必要な準備等に係る専門的な助言
- ・設置後の円滑な学校運営等に係る専門的な助言 等

4 実施期間

(1) 申込期間を第1期、第2期、第3期と分け、それぞれ以下の期間において行うこととする。

【第1期】

申込期間 令和8年4月16日(木)～4月30日(木) 9時(厳守)

派遣期間 令和8年5月20日(水)～令和8年8月31日(月)

【第2期】

申込期間 令和8年8月3日(月)～8月14日(金) 9時(厳守)

派遣期間 令和8年9月1日(火)～令和8年12月25日(金)

【第3期】

申込期間 令和8年12月1日(火)～12月15日(火) 9時(厳守)

派遣期間 令和9年1月4日(月)～令和9年2月26日(金)

5 申し込み方法

①文部科学省ホームページ「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）（不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校）について」の「学びの多様化学校の設置を促進するための啓発及びマイスター派遣事業」から「申込様式」（様式1）をダウンロードする。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387008.htm

②「申込様式」に必要事項を記入の上、「2 依頼主体」に基づき、文部科学省（s-sidou1@mext.go.jp）へメールで送付する。

6 講師派遣から終了前の流れ

(1) マイスターが講演を行う場合

①【講演前（派遣決定前）】

文部科学省は、申込内容をもとに審査を行い、派遣の可否及び派遣するマイスター（可の場合のみ）を教育委員会等に連絡する。

マイスターの派遣が決定した後は、教育委員会等はマイスターと直接連絡を取り、具体的な調整を行う。

②【講演前（派遣決定後）】

派遣が決定した教育委員会等において、講演の開催要項を派遣日の2週間前までに文部科学省及びマイスターに提出する。

③【講演当日】

教育委員会等は、「参加者アンケート」（様式2）を実施する。

④【講演終了後】

教育委員会等は、実施後の「参加者アンケート」（様式2）とともに、マイスターと共同で作成した「成果報告書」（様式3）を派遣日から一週間以内（厳守）に文部科学省に提出する。

(2) マイスターからの助言を受ける場合

①【派遣決定前】

文部科学省は、申込内容をもとに審査を行い、派遣の可否及び派遣するマイスター（可の場合のみ）を教育委員会等に連絡する。

マイスターの派遣が決定した後は、教育委員会等はマイスターと直接連絡を取り、具体的な調整を行う。

②【派遣当日】

教育委員会等は、「参加者アンケート」（様式2）を記入する。

③【派遣後】

教育委員会等は、記入した「参加者アンケート」（様式2）とともに、マイスターと共同で作成した「成果報告書」（様式3）を、派遣日から一週間以内（厳守）に文部科学省に提出する。